

自主的な市町村の合併を推進するため に必要な措置（案）

1. 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置（案） ··· 1 p
2. 現行「茨城県市町村合併支援プランの概要」 ······ 3 p
3. 新・旧合併特例法下における合併時の主な
財政支援措置の比較 ······ ······ ······ 4 p
4. 合併新法下における他県の財政支援措置の状況 ······ 5 p

自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置（案）

本県では、旧合併特例法下において、自主的な市町村の合併を推進するため、平成13年2月に知事を本部長とする「茨城県市町村合併推進本部」を設置するとともに、平成14年6月に「茨城県市町村合併支援プラン」を策定し、全庁をあげて合併が円滑に推進できるよう支援策を講じてきたところである。

市町村合併の推進は、新合併特例法においても、あくまでも市町村の自主的な取り組みが基本であるが、県もまた市町村における合併気運の醸成、市町村への助言・調整、新しいまちづくりへの支援など、大きな役割が期待されている。

したがって、旧合併特例法下での支援に引き続き、国との連携のもと、市町村合併の取り組みの様々な段階に応じた支援措置を展開する。

（1）推進体制の整備

新合併特例法下においても市町村合併が円滑に推進できるよう、既に設置されている知事を本部長とする「茨城県市町村合併推進本部」を活用し、合併気運の醸成や、合併についての助言・支援、さらには、合併市町村基本計画に位置づけられた県事業の進行管理などに、全庁をあげて取り組んでいく。

また、国の市町村合併支援本部において策定した「新市町村合併支援プラン」を踏まえ、新合併特例法下における市町村合併推進のための支援策を取りまとめた「新茨城県市町村合併支援プラン（仮称）」を策定し、国の支援措置と連携した総合的な支援を積極的に展開していく。

（2）普及・啓蒙活動

合併気運の醸成を図るため、新合併特例法下においても、啓発パンフレットの発行や、県のホームページをはじめとする各種広報媒体を活用した県民への広報・啓発活動を展開し、積極的な情報提供に努めていく。

また、市町村合併に関する相談窓口として、現在、県内4ヶ所に設置されている「市町村合併相談コーナー」において、市町村や県民からの合併に関する疑問や具体的な合併の進め方などの相談・質疑に対応していく。

(3) 的確な情報提供や助言等

市町村において合併を具体的に検討するにあたり、合併に関する制度的な情報や旧合併特例法下で合併した市町村のノウハウ等について情報提供を行う。

また、合併協議会の運営や合併市町村基本計画の策定にあたり、必要となる情報の提供とともに的確な助言を行っていく。

(4) 人的支援

合併協議を円滑に行うため、関係市町村からの要請に応じ、県職員を法定合併協議会の委員として参画させるほか、同協議会事務局へ派遣するなど、積極的に対応する。

また、合併市町村の円滑な事務引継ぎを行うため、関係市町村からの要請に応じ、市町村職員の実務研修生の受け入れや、税務、都市計画、福祉等の専門的知識を有する県職員の派遣を行っていく。

(5) 財政的支援

合併市町村の円滑な運営の確保や均衡ある発展に資するため、合併に伴い緊急かつ一時的に必要となる財政需要等に対し、新たな財政支援措置を検討する必要がある。

(6) 権限移譲の推進

合併により市町村規模が大きくなることにより、行財政能力も高まることから、自主・自立的にまちづくりに取り組めるよう、市町村からの要望等を踏まえながら、可能な限り権限移譲を推進していく。

これまで県では、土地利用や福祉関係等の主要事務に関する権限を包括的に移譲する「まちづくり特例市」の指定要件について、合併市町村の場合には、人口要件を「10万人以上」から「5万人以上」に緩和してきた。現在進められている本制度の見直しにあたっては、新合併特例法下での合併が推進されるよう検討を進める必要がある。

現行「茨城県市町村合併支援プラン」の概要

〔平成14年6月策定
平成16年6月改定〕

1 基本的な合併支援策（全ての市町村が対象）

- 市町村への助言・調整・情報提供
- ア) 市町村合併の普及啓発、気運醸成
 - イ) 合併相談コーナーによる支援

2 平成18年3月までに合併した市町村に対する支援策

(1) 市町村への助言・調整

(2) 人的支援

- ア) 法定協議会事務局への県職員の派遣
- イ) 合併協議会へ委員としての参画
- ウ) 市町村の実務研修生の受け入れ
- エ) 福祉事務所開設支援事業
- オ) 市町村職員法務マスター研修

(3) 権限移譲

まちづくり特例市の指定要件の緩和

(合併した新市の場合 「人口10万人以上を5万人以上に緩和」)

(4) 財政的支援

①市町村合併特例交付金

合併にともなって発生する緊急の財政需要について、合併市町村の負担を軽減し、合併後の広域行政に資する事業を支援するため、一つの合併関係市町村につき2億5千万円を限度に交付

②新市町村づくり支援事業

市町村合併に伴うまちづくりを支援し、10億円を限度に建設計画に位置づけられた県事業を実施

③市町村振興資金貸付

市町村が行う公共施設の整備又は県の重要施策に関連する事業の実施に必要な市町村事業を対象に、県が実施する資金貸付において、貸付金利を優遇

(5) 事業の重点実施（関係所管部局による事業の重点実施）

総務部	6事業（権限移譲など）
企画部	10事業（地方バス路線維持費補助事業など）
生活環境部	5事業（消防防災施設等整備など）
保健福祉部	5事業（福祉事務所開設支援事業など）
商工労働部	4事業（中心市街地活性化基本計画の策定など）
農林水産部	18事業（森林管理道路の開設など）
土木部	19事業（市町村合併支援道路事業など）
教育厅	6事業（県教育委員会事務局職員の派遣など）
警察本部	1事業（交通安全施設整備事業）
計	74事業

新・旧合併特例法下における財政支援

旧合併特例法下における財政支援		新合併特例法下における財政支援	
◆国の財政支援		◆国の財政支援	
①普通交付税の算定の特例（普通交付税措置） 合併後10ヶ年度は、合併がなかつたものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を保障。さらに5ヶ年度は激変緩和措置。	□	①普通交付税の算定の特例（普通交付税措置） 合併後9ヶ年度（段階的に5ヶ年度まで短縮）は、合併がなかつたものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を保障。さらに5ヶ年度は激変緩和措置。	□
②合併直後の臨時的経費に対する財政措置（普通交付税措置） 行政の一体化に要する経費、合併関係市町村間の行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費について、合併後5ヶ年度にわたり普通交付税で措置。	□	②合併直後の臨時的経費に対する財政措置（普通交付税措置） 同左	□
③新たなまちづくり等への財政措置（特別交付税措置） 新たなまちづくり、合併関係市町村間の公共料金格差是正・公債費負担格差是正、土地開発公社の経営健全化等の合併後の財政需要に対し、包括的に特別交付税で措置。	□	③新たなまちづくり等への財政措置（特別交付税措置） （公債費負担の格差是正のための特別交付税措置のみ存置）	□
④合併準備経費に対する財政措置（特別交付税措置） 合併協議会への負担金、合併に向けた啓発事業等の合併準備経費について、特別交付税で1/2を措置。	□	④合併準備経費に対する財政措置（特別交付税措置） 合併協議会への負担金、合併前に要する電算システム統一等の合併準備経費及び合併移行経費について、特別交付税で1/2を措置。	□
⑤合併移行経費に対する財政措置（特別交付税措置） 合併前に対する電算システム統一等の経費について、特別交付税で1/2を措置。	□	⑤合併移行経費に対する財政措置（特別交付税措置） 合併前に対する電算システム統一等の経費について、特別交付税で1/2を措置。	□
⑥合併推進債（合併前の地方債措置） 合併重点支援地域において合併関係市町村が連絡調整して一体的に実施する公共施設及び公用施設の整備事業に要する経費について、合併推進債を充当（90%）を充当することができる、元利償還金の50%を普通交付税で措置。	□	⑥合併推進債（合併前・後の地方債措置） 都道府県の構想に位置づけられた構想対象市町村及び合併市町村が実施する一定の事業に要する経費について、合併前に要する電算システム統一等の合併準備経費及び合併移行経費について、特別交付税で措置（90%）することができる、元利償還金の40%（行政コストの合理化に繋がるものは50%）を普通交付税で措置。	□
⑦合併特例債（合併後の地方債措置） 合併市町村が市町村建設計画に基づいて合併関係市町村が連絡調整して一体的に実施する公共施設及び公用施設の整備事業に要する経費について、合併特例債を充当（95%）を充当することができる、元利償還金の70%を普通交付税で措置。	□	⑦合併特例債（合併後の地方債措置） 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費や、地域振興等のための基金の積立てにて、合併特例債を充当（90%）を充当することができる、元利償還金の70%を普通交付税で措置。	□
⑧合併市町村補助金 合併に伴い必要な事業を行った場合に、人口規模により算出される合併関係市町村ごとの補助額の合計額を上限として、市町村建設計画の期間内に補助金を交付（1合併関係市町村あたり60百万円～300百万円を上限）。	□	⑧合併市町村補助金 合併に伴い必要な事業を行った場合に、人口規模により算出される合併関係市町村ごとの補助額の合計額を上限として、市町村建設計画の期間内に補助金を交付（1合併関係市町村あたり60百万円～300百万円を上限）。	□
◆県の財政支援		◆県の財政支援	
①合併特例交付金 合併に伴い発生する電算システムの統一等の経費やまちづくりの経費を対象に、一つの合併関係市町村につき2.5億円を限度に交付。 (平成18年3月末までの合併を対象)	□	①合併特例交付金 合併に伴い発生する電算システムの統一等の経費やまちづくりの経費を対象に、一つの合併関係市町村につき2.5億円を限度に交付。 (平成18年3月末までの合併を対象)	□
②新市町村づくり支援事業 合併後の市町村の均衡ある発展を推進するため、建設計画の期間内に10億円を限度に県事業等を実施。 (平成18年3月末までの合併を対象)	□	②新市町村づくり支援事業 合併後の市町村の均衡ある発展を推進するため、建設計画の期間内に10億円を限度に県事業等を実施。 (平成18年3月末までの合併を対象)	□
県の財政支援措置については未定		県の財政支援措置については未定	

合併新法下における他県の財政支援措置の状況

県名	名称	旧法		新法		見直し内容	旧法下の合併関係市町村数(合併件数)
		交付・補助額	期 間	名 称	交付・補助額		
山形県	合併市町村交付金	5千万円×合併関係市町村数	合併年度を含め2年間	同左	3千万円×合併関係市町村数	合併年度を含め3年間	交付額及び期間の見直し 12(3)
福島県	合併市町村支援交付金	1億円×合併関係市町村数	合併日から5年経過の年度	同左	同左	同左	変更なし 40(11)
栃木県	市町村合併特別交付金	5億円+1億円×(合併関係市町村数-2)	合併年度を含め5年間	同左	2億円+1億円×(合併関係市町村数-2)	合併年度を含め3年間	交付額及び期間の見直し 25(9)
埼玉県	合併準備支援事業交付金	8千万円+2千万円×(合併関係市町村-2)	合併年度の前年度から3年間	同左	同左	同左	変更なし 35(14)
山梨県	山梨県市町村合併支援特例交付金	5億円+1億円×(合併関係市町村数-2)	合併年度を含め6年間	新山梨県市町村合併支援特例交付金	1億円+1億円×(合併関係市町村数-2)	同左	名称及び交付額の見直し 50(15)
愛知県	市町村合併特別交付金	5億円+1億円×(合併関係市町村数-2)	合併年度を含め4年間	同左	4億円+0.5億円×(合併関係市町村数-2)	同左	交付額の見直し 37(13)
和歌山县	市町村合併支援特例交付金	1億円×合併関係市町村数	合併年度を含め2年間	市町村基本計画支援事業補助金	同左	合併年度を含め3年間	名称及び交付期間の見直し 32(12)
鳥取県	市町村支援交付金	5億円+1億円×(関係市町村数-2) (交付率1/2 最大10億円)	合併年度を含め6年間	同左	3億円+1億円×(関係市町村数-2) (交付率1/3 最大10億円)	同左	交付額の見直し 30(10)
宮崎県	市町村合併支援交付金	5億円+1億円×(合併関係市町村数-2) (上限10億円)	合併年度を含め6年間	新市町村合併支援交付金 <限度額7億円>	同左	同左	名称及び交付額の見直し 19(6)